

藤沢市自転車等駐車場条例の一部改正について
藤沢市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

2024年（令和6年）9月2日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

藤沢市自転車等駐車場条例（平成8年藤沢市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1六会日大前駅西口自転車等駐車場の項中「午前6時30分から午後11時まで」を「午前零時から午後12時まで」に改め、同表鵜沼海岸駅第2自転車駐車場の項中「午前6時30分から午後8時まで」を「午前零時から午後12時まで」に改める。

附 則

この条例中別表第1六会日大前駅西口自転車等駐車場の項の改正規定は令和6年11月1日から、同表鵜沼海岸駅第2自転車駐車場の項の改正規定は公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、六会日大前駅西口自転車等駐車場に機械式管理システムを導入すること等に伴い、所要の改正をする必要による。